

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
問合せ先 法務部 猪浦 純子
(TEL. 03-6703-7940)

上場ETFの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場ETFについて、下記の通り約款変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. ファンド名称（銘柄コード）

i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF	(1 6 5 5)
i シェアーズ・コア MSCI 先進国株（除く日本） ETF	(1 6 5 7)
i シェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	(1 6 5 8)
i シェアーズ 米国リート ETF	(1 6 5 9)
i シェアーズ オートメーション&ロボット ETF	(2 5 2 2)
i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF（為替ヘッジあり）	(2 5 6 3)

2. 変更の内容

- (1) 対象指数の名称変更をいたします。
- (2) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価方法の記載につき、投資信託協会規則の定めにした内容を追加します。
- (3) 信託報酬率の計算方法の記載を変更します。
- (4) 信託報酬率の変更をいたします。（銘柄コード1 6 5 5および2 5 6 3のみ）
- (5) 追加設定・一部解約不可日を変更します。（銘柄コード1 6 5 7のみ）

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

3. 変更の理由

- (1) 対象指数の名称をより明確に表示するため、対象指数の名称を変更します。
- (2) 当該デリバティブ取引の評価につき、価格情報会社の提供する価額で評価することができることを明記するものです。
- (3) 信託報酬の計算方法について約款整備のために文言を変更します。
- (4) 市況環境等を勘案して信託報酬率の見直しを行った結果、信託報酬率を引き下げることが適切であると判断された為、当該変更を行うものです。
- (5) 従前よりトロント証券取引所の休場日については、運用の基本方針に沿った運用を行うため、追加設定・一部解約不可日といたしておりましたので、より明確に当該不可日について約款上に記載するために、当該変更を行うものです。

4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

5. 変更の日程

約款変更の届出日	2022年11月9日
約款変更日	2022年11月10日

追加型証券投資信託 「i シェアーズ S&P 500 米国株 ETF」

新	旧
<p>－ 運用の基本方針 －</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p>
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>S&P500®（税引後配当込み、TTM、円建て）</u>（以下「対象指数」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>S&P500®（TTM、円建て）</u>（以下「対象指数」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 （省略）</p> <p>② （省略）</p> <p>③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。</u></p> <p>（以下、省略）</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 （省略）</p> <p>② （省略）</p> <p>③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p>（以下、省略）</p>
<p>[信託報酬等の総額]</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>7</u>以内の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>[信託報酬等の総額]</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>15</u>以内の率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。</p> <p>（以下、省略）</p>
<p>付表</p>	<p>付表</p>
<p>1. ～3. （省略）</p> <p>4. <u>約款第45条第2項の本約款付表に規定する計算方法とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</u></p> <p>・計算式は「<u>信託報酬率*＝0.07%</u>－ETF運営経費率×前月末のETF投資割合」とします。</p> <p>（中略）</p> <p>・「前月末のETF投資割合」が信託財産の純資産総額の5%以内の場合は、上記の計算方法は適用しないものとし、<u>信託報酬率は0.07%</u>とします。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>1. ～3. （省略）</p> <p>4. <u>約款第45条第2項に規定する「別に定める計算方法」とは、次のものをいい、毎月第3営業日から翌月の第2営業日まで適用します。</u></p> <p>・計算式は「<u>信託報酬率*＝0.15%</u>－ETF運営経費率×前月末のETF投資割合」とします。</p> <p>（中略）</p> <p>・「前月末のETF投資割合」が信託財産の純資産総額の5%以内の場合は、上記の計算方法は適用しないものとし、<u>信託報酬率は0.15%</u>とします。</p> <p>（以下、省略）</p>

新	旧
ー 運用の基本方針 ー 1. 基本方針 この投資信託は、 <u>MSCI コクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）</u> （以下「対象指数」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。	ー 運用の基本方針 ー 1. 基本方針 この投資信託は、 <u>M S C I コクサイ指数（国内投信用 円建て）</u> （以下「対象指数」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。
[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲] 第28条 （省略） ② （省略） ③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引</u> の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した <u>価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって</u> 評価するものとします。 (以下、省略)	[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲] 第28条 （省略） ② （省略） ③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引</u> の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した <u>価額</u> で評価するものとします。 (以下、省略)
付表	付表
1. ～2. （省略） 3. 約款第16条第3項に規定する「付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」および約款第52条第3項に規定する「付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」は、次の通りとします。 ・ <u>ニューヨーク証券取引所の休場日、トロント証券取引所の休場日、対象指数の構成銘柄のその他構成国の証券取引所の休場日</u> ・連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当投資信託において資金不足が生じる可能性があるとき 4. 約款第45条第2項の <u>本約款付表に規定する計算方法</u> とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。 (以下、省略)	1. ～2. （省略） 3. 約款第16条第3項に規定する「付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」および約款第52条第3項に規定する「付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」は、次の通りとします。 ・ <u>ニューヨーク証券取引所の休場日</u> ・連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当投資信託において資金不足が生じる可能性があるとき 4. 約款第45条第2項に規定する「 <u>別に定める計算方法</u> 」とは、次のものをいい、毎月第3営業日から翌月の第2営業日まで適用します。 (以下、省略)

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF」

新	旧
－ 運用の基本方針 －	－ 運用の基本方針 －
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>MSCI エマージング・マーケット IMI 指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）</u>（以下「対象指数」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>MSCI エマージング・マーケット IMI 指数（国内投信用 円建て）</u>（以下「対象指数」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 （省略）</p> <p>② （省略）</p> <p>③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 （省略）</p> <p>② （省略）</p> <p>③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p>
付表	付表
<p>1. ～3. （省略）</p> <p>4. <u>約款第45条第2項の本約款付表に規定する計算方法</u>とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>1. ～3. （省略）</p> <p>4. <u>約款第45条第2項に規定する「別に定める計算方法</u>」とは、次のものをいい、毎月第3営業日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>（以下、省略）</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米国リート ETF」

新	旧
－ 運用の基本方針 －	－ 運用の基本方針 －
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>FTSE Nareit Equity REITs インデックス（配当込み、TTM、円建て）</u>（以下「対象指数」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>FTSE Nareit Equity REITs インデックス（TTM 円建て）</u>（以下「対象指数」といいます。）の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 （省略）</p> <p>② （省略）</p> <p>③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 （省略）</p> <p>② （省略）</p> <p>③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引</u>の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p>

付表	付表
<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. 約款第45条第2項の本約款付表に規定する<u>計算方法</u>とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. 約款第45条第2項に規定する「<u>別に定める計算方法</u>」とは、次のものをいい、毎月第3営業日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>(以下、省略)</p>

追加型証券投資信託 「iシェアーズ オートメーション & ロボット ETF」

新	旧
<p>－ 運用の基本方針 －</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p>
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、STOXX グローバルオートメーション アンド ロボティクス インデックス (TTM、円換算、ネットリターン) (以下「対象指数」といいます。)の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、STOXX グローバルオートメーション アンド ロボティクス インデックス (TTM、円換算) (以下「対象指数」といいます。)の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって</u>評価するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で</u>評価するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p>
付表	付表
<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. 約款第45条第2項の本約款付表に規定する<u>計算方法</u>とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. 約款第45条第2項に規定する「<u>別に定める計算方法</u>」とは、次のものをいい、毎月第3営業日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <p>(以下、省略)</p>

新	旧
<p>－ 運用の基本方針 －</p>	<p>－ 運用の基本方針 －</p>
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>S&P500® (税引後配当込み、TTM、円建て、円ヘッジ)</u> (以下「対象指数」といいます。) の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、<u>S&P500® (TTM、円建て、円ヘッジ)</u> (以下「対象指数」といいます。) の動きに高位に連動する投資成果を目指します。</p>
<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって評価するものとします。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>[金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲]</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ <u>金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p>(以下、省略)</p>
<p>[信託報酬等の総額]</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>7</u>以内の率 (以下「信託報酬率」といいます。) を乗じて得た額とします。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>[信託報酬等の総額]</p> <p>第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>15</u>以内の率 (以下「信託報酬率」といいます。) を乗じて得た額とします。</p> <p>(以下、省略)</p>
<p>付表</p>	<p>付表</p>
<p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. <u>約款第45条第2項の本約款付表に規定する計算方法</u>とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算式は「<u>信託報酬率*=<u>0.07%</u>－ETF運営経費率</u> ×前月末のETF投資割合」とします。 <p>(以下、省略)</p>	<p>1. ～ 3. (省略)</p> <p>4. <u>約款第45条第2項に規定する「別に定める計算方法</u>」とは、次のものをいい、毎月第2営業日の翌日から翌月の第2営業日まで適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算式は「<u>信託報酬率*=<u>0.15%以内の率</u>－ETF運営経費率</u> ×前月末のETF投資割合」とします。 <p>(以下、省略)</p>

以上